



第6章 計画の推進体制

「紀美野町男女共同参画基本計画」は男女共同参画社会の浸透に向けて啓発活動を進めるとともに、環境づくりを進め、社会情勢の変化や紀美野町の特性を踏まえながら総合的かつ計画的に進めます。これらの施策を効果的に、実効あるものとするためには、住民・地域・事業所等・各種団体等・行政が協力のもと、総合的に推進することが重要です。

1. 庁内推進体制の整備

計画の推進にあたっては、総務課を中心として、庁内関係部局との連携の強化を図り、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

- 男女共同参画関連施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、推進体制の構築・充実を図ります。
- 紀美野町における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。
- 男女共同参画の推進を阻害する差別的な人権侵害についての相談や、推進に関する体制づくりをします。
- 男女共同参画推進計画の最終年に取りまとめを行い、住民参加による会議を開催し、男女共同参画推進計画の評価・点検等を行うことで、次期計画策定に反映させるものとする。

2 住民、関係団体、事業者等との連携

- 男女共同参画社会の実現のため、住民・地域・事業所・各種団体等との連携を図り、協力して計画の推進を図ります。

3 国・県等関係機関との連携

- 計画の推進にあたり、国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町村との情報交換などを行い、連携を深めます。

4 計画の進行管理

- 男女共同参画関連事業の評価・検証については、事業がどれだけ行われたかや住民にどのような効果が表れたかをポイントに目標数値を設定し、達成状況や取組を点検・評価した上で課題を整理し、実現に向けた取組を進めます。

また、本計画の中間年度（平成33年度）には、こうした課題解決に向けた取組を検討するとともに、社会経済情勢や男女共同参画をめぐる国内外の動向に即した見直しを行います。

用語説明

<英字>

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てがひと段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

SNS

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスをいいます。

<あ行>

エンパワメント

女性が、力をもった存在になること。女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力をもち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、政治・経済・社会・家庭などの分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるよう能力をつけ、パワーアップしようとする概念です。

<か行>

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。

固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

<さ行>

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

ストーカー

同一の者に対して、恋愛感情等その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復することをいいます。

セクシュアル・マイノリティ

性的少数者。身体の性別に違和感がなく、異性愛者が多数者であることに對し、多様な性を生きる人をいいます。

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

<た行>

デートDV

結婚していない男女間における身体的、精神的・性的・経済的な暴力をいいます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）（配偶者からの暴力）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

<は行>

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

<ま行>

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭が両立しやすい雇用環境づくりのことです。少子化対策の一環として、企業は子育て支援などへの積極的な取組が求められています。